

一本松サッカークラブ会則

第1条（総則）

本クラブは、一本松サッカークラブ（略称：「一本松 S C」）と称し、本拠地を横浜市立一本松小学校とする。

第2条（目的）

(1) 本クラブは、サッカーの練習・試合を通じて体力や運動技能及び、精神を高めると共に、他学年・他校・他チーム児童との交流によって人間関係を深め、社会性豊かな子供の育成を目的とする。

(2) フェアプレーの精神を大切にし、将来に繋がる技術やルールが子供たちに、身に付くような育成を目的とする。

(3) 本クラブで育った子供達はもちろん、クラブに係わった保護者の皆さんがサッカー好きになってもらうことを目的とする。

第3条（クラブ員）

(1) 本クラブは、一本松サッカークラブに加入する児童、及びその保護者、コーチをもって構成する。

(2) 本クラブに加入できる児童は、小学校就学児童及び、小学校就学前の児童で、第2条の目的を十分理解した保護者の同意を得たものでなければならない。

第4条（活動内容）

(1) 本クラブは、次のカテゴリーに分かれて活動する。

- ・ S L 小学校就学前～小学校2年生
- ・ L L 小学校3年生、4年生
- ・ L 小学校5年生、6年生

(2) 各カテゴリーとも、第2条（目的）のもと、公式戦（横浜市春季少年サッカー大会、横浜国際チビッ子サッカー大会、全日本少年サッカー大会、神奈川県少年サッカー選手権大会）及び、公式戦に準じた（メトロポリタンカップなど）大会での勝利を目標とし活動する。

(3) 各カテゴリーとも、(2) の公式戦及び、公式戦に準じた大会においては、原則として上位学年のトップチームが参加する。

第5条（指導方針）

(1) 下記の「4C」を念頭に置き指導する。

- ・「Challenge」（挑戦する姿勢）

難易度の高いことも、失敗を恐れることなく挑戦する気持ちを鼓舞する。

- ・「Concentration」（集中力）

子供達が集中しやすいメニュー・時間配分を考える。

- ・「Communication」（子供間のコミュニケーション）

「声を出す」ことで、試合・練習の味方に対する選手間のコーチング意識を身に付ける。

・「Creativity」（自己判断）

子供達自身に考えさせ判断させるような指導をする。

詳細は、付則「一本松サッカークラブ カテゴリー別指導方針」による。

(2) あらゆる活動において、「リスペクト（大切に思うこと）」の精神を尊重し、暴力を用いての指導をしない、させない。また、いかなる目的であっても暴力を許容せず、スポーツ現場における暴力根絶の努力をつづける。

第6条（役員）

(1) 本クラブには、以下の役員を置く。

- ・代表 1名
- ・監督 1名
- ・チーフコーチ 3名（L、LL、SLより各1名）
- ・会長 1名
- ・副会長 1名または2名
- ・会計 1名または2名
- ・事務局 1名
- ・顧問 若干名

(2) 代表、監督、チーフコーチは、コーチの互選により選出され、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(3) 会長、副会長、会計、事務局は、保護者から選出し、任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(4) 役員の職務は以下とする。

- ・代表は、本クラブを代表し、クラブの運営・管理等一切を統括する。
- ・監督は、代表とともにコーチを統括し、本クラブの目標に基づいた指導をコーチに周知する。また、代表に事故あるときは、その職務を代行する。
- ・チーフコーチは、担当カテゴリーのコーチを統括する。
- ・会長は、本クラブの事務と保護者会を統括する。また、本クラブの会計監査をおこなう。
- ・副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代行する。
- ・会計は、本クラブの出納及び会計事務をおこなう。
- ・事務局は、会長を補佐し、対外的な事務手続き全般を統括する。
- ・顧問は、当クラブの運営について必要な助言を行う。

第7条（会議）

本クラブには、総会、スタッフ会議を置く。

第8条（総会）

(1) 総会は、本クラブの最高議決機関であり、原則として前期、後期それぞれ1回開催する。

(2) 総会は、全役員、全コーチ、全保護者により構成され、構成員の3分の1以上の出席で成立する。

(3) 緊急かつ重要な案件の審議のため、役員総意に基づき、代表が招集し臨時に総会を開催すること

ができる。

(4) 総会は、次の事項を審議し議決する。

- ・事業計画及び収支予算
- ・事業報告及び収支決算
- ・役員を選出、承認
- ・会則の改廃
- ・その他必要な事項

(5) 総会での議決は、出席者の過半数をもって有効とする。ただし、同数の場合は代表が決する。

第9条（スタッフ会議）

(1) スタッフ会議は、原則として月1回開催する。

(2) スタッフ会議は、全役員、全コーチにより構成され、必要に応じてその他関係者の出席を求めることができる。

(3) スタッフ会議は次の事項を審議する。

- ・総会での議決案件以外の事案
- ・具体的な指導方針、指導方法
- ・本会則の改廃に関する検討及び発議
- ・その他必要な事項

第10条（その他）

(1) 本会則に定められていない事項については、本会則の趣旨に従い、総会で決定する。

ただし、緊急案件について、総会招集が不可能な場合には、スタッフ会議で決定し、総会の追認を受けることにより対応することができる。

(2) 本会則を改正するときは、スタッフ会議で検討の上、発議し、総会で承認を得て改めるものとする。

(3) その他、会の運営に必要な付則及び規定を設けることができる。

第11条（附則）

本会則は、2014年（平成26年）1月1日より施行する。